

○内閣府、総務省、
財務省、経済産業省
告示第一号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を次のように定め、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

総務大臣 佐藤 勉

財務大臣 与謝野 馨

経済産業大臣 二階 俊博

1 株式会社地域経済活性化支援機構法第三十五条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

一 当該貸付けの目的が、再生支援対象事業者に対して、買取決定等が行われると見込まれる日までの間における当該事業者の資金繰りのために合理的に必要な資金を貸し付けるためであること。

二 当該貸付けの償還期限が、再生支援対象事業者に対する買取決定等が行われると見込まれる日より後であること。

2 前項に規定する「再生支援対象事業者」又は「買取決定等」とは、それぞれ株式会社地域経済活性化支援機構法第二十六条第一項又は第三十一条第一項に規定する再生支援対象事業者又は買取決定等をいう。